

平成 30 年度車両火災予防運動

1 目的

この運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的とする。

2 実施期間

平成 30 年 3 月 1 日（木）から 3 月 7 日（水）までの 7 日間

3 主唱

消防庁、国土交通省

4 実施対象

すべての車両

5 『車両火災を防止するために、特に次の事に注意しましょう』

- (1) 危険物品の車両内への持込をしない。
- (2) 車両からのたばこの投げ捨てをしない。
- (3) 車両の防火安全対策の徹底

ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施

イ 消火器設置義務車両の消火器の点検整備及び取扱方法の習熟

ウ 車両への消火器設置の普及促進

エ 自動車等のボディカバーにおける防災製品の使用促進

オ 車両の内燃機関、電気系統等の点検整備

- (4) 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行